遺伝子組換え食品表示制度の改正ポイント

梅垣敬三　　千葉　剛
Keizo UMEGAKI　　Tsuyoshi　CHIBA

ゲノム編集食品が市場に出回るようになり、遺伝子組換え食品との違いについても話題に上がることが多くなっている。2019 年 4 月に食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 31 年内閣府令第 24 号）が公布されたことに伴って、この遺伝子組換え食品の表示に係る食品表示基準が改正され、2023 年 4 月 1 日に施行された。遺伝子組換え食品表示制度には、義務表示と任意表示がある。義務表示に関して変更はないが、任意表示に関する決まりが改正され、「遺伝子組換えではない旨」を表示する際には、生産流通過程における厳密な管理が必要となった。

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 31 年内閣府令第 24 号）

現在、9 農産物（大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイヤ、からしな）およびそれを原材料とした33加工食品群が、遺伝子組換え食品として国内市場において流通可能となっている。これら遺伝子組換え食品の安全性はきちんと調べられているが、遺伝子組換え食品の摂取をできる限り避けたいと考える人がいる。そこで重要なのが表示である。遺伝子組換え食品に関する表示は食品表示基準[1)]（平成 27 年内閣府令第10号）に定められており、義務表示と任意表示がある。簡単に述べると、義務表示では『遺伝子組換え食品である旨』を表示しなければならないのに対して、任意表示では、大豆およびとうもろこしに限定されるが、『遺伝子組換え食品ではない旨 』の表示が可能である。これまでは、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が 5%以下で管理されている場合には、『遺伝子組換え食品ではない旨 』を表示することが可能であった。2019 年 4 月に食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 31 年内閣府令第 24 号）が公布されたことに伴って、この遺伝子組換え食品の任意表示に係る食品表示基準が改正され、2023 年 4 月 1 日に施行された。

まず義務表示については、「分別生産流通管理をして遺伝子組換え農産物を区別している場合及びそれを加工食品の原材料とした場合」に、『分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物である旨』を表示する。また、「分別生産流通管理をせず、遺伝子組換え農産物および非遺伝子組換え農産物を区別していない場合及びそれを加工食品の原材料とした場合」または「分別生産流通管理をしたが、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入が 5%を超えていた場合及びそれを加工食品の原材料とした場合」に、『遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨』を表示することが義務付けられている。今回の改正では、この内容に変更はない。

一方、任意表示について「分別生産流通管理をして、意図せざる混入を 5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品」に対して、これまでは『遺伝子組換えではない旨』の表示が可能であった。今回の改正により、上記食品に対しては、『適切に分別生産流通管理された旨』を表示することとなった。『遺伝子組換えではない旨』を表示できる対象食品は、「分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品」と定義された。

遺伝子組換え食品の摂取を避けたい消費者にとって、今回の改正は食品選択の助けになると思われるが、本当に大切なのは、なぜ遺伝子組換え食品がこれだけ流通しているのか、さらにはその安全性がどのように担保されているのかを消費者に伝え、理解してもらうことであると考える。

遺伝子組換え食品の表示について詳しく知りたい方は消費者庁ホームページ[2)]で確認されたい。

参考文献

1) 消費者庁, 食品表示基準, （2023 年 5 月 9 日時点）.
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/assets/food_labeling_cms201_230309_01.pdf

2) 消費者庁, 遺伝子組換え食品, （2023 年 5 月 9 日時点）.
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/food_safety/food_safety_portal/genetically_modified_food/

キーワード

遺伝子組換え食品，食品表示基準，義務表示，任意表示

Copyright © 2023 The Pharmaceutical Societ